

## 第 6 章

# ラテンアメリカの人権

人権はどのように侵害され、守られているのか



(写真) ベネズエラ・マラカイボ市内の路上で野菜を売る少年  
(2013年, Wilfredor 撮影, CC0 1.0 Universal)

# ラテンアメリカの人権

人権はどのように侵害され、守られているのか

## ■ 学ぶポイント

- ・現在のラテンアメリカの人権問題について、自由権と社会権に分けて理解する。
- ・ラテンアメリカの人権問題の解決に対して、日本がどのように貢献できるかを考えてみる。

## ■ キーワード

人権 自由権 社会権 権威主義 多元的貧困

## はじめに

1960年代から70年代にかけてのラテンアメリカ諸国では、民主政府をクーデターで転覆させて成立した軍事政権や、個人独裁政権などの権威主義的な政権が執政していた。それらの政権は、民主的な選挙により成立しておらず、政権維持のために軍事力や警察の力で反対派を抑圧していた。その過程において、反対派に対する拷問や殺人を含む広範な人権抑圧が行われた。1980年代に多くのラテンアメリカ諸国が民主化されて以降、権威主義的体制のもとで起きた人権侵害問題が明るみに出て、それをどのように解決するのが重要な政治的・社会的問題となった。また、民主化されたとはいえ、政府が関係する人権抑圧がなくなったわけでもなく、民主主義政府あるいは形式上民主主義に見えるが、実態は独裁的な性格をもつ政府のもとでの人権問題が浮上してきている。

リンス（1995）は、ラテンアメリカの軍事政権や独裁政権を、全体主義とも民主主義とも異なる権威主義と定義した。しかし、1980年代のラテンアメリカの民主化後にも、権威主義的性格を帯びる政権は存在する。そのような政権をレヴィツキーとウェイ（Levitsky and Way 2010）は、形式的には民主主義的制度を備えているが、政権担当者が反対派に対して国家機関を悪用して、かなりの優位に立つような政体であり、それを競争的権威主義レジームと呼んでいる。彼らは21世紀のラテンアメリカにおけるその事例として、政権に復帰したオルテガ（Daniel Ortega）政権下のニカラグアや、チャベス（Hugo Chávez）政権下のベネズエラを挙げている。

他方、ラテンアメリカには高い貧困率や広大な貧困者居住地域がみられ、その居住者は、低賃金で不安定なインフォーマル・セクター（『ラテンアメリカ経済入門』第4章〈インフォーマル〉どうしてインフォーマル経済はなくなるのか参照）での雇用が大きな比重を占めている。アルゼンチンを例にとれば、2024年第2四半期の失業率は7.6%、同年第1四半期の所得が貧困ライン以下の貧困者の人口比率は52.9%、最低限の食糧が購入できない最貧困層の人口比率は18.1%に達している<sup>1)</sup>。ブエノスアイレス市内や郊外には、インフラが未整備で粗末な自力で建設した家屋に住む貧困者居住区を目撃することができる。これらの人々は、医療を受ける権利、社会保険に加入する権利等の生活を保障するさまざまな権利から排除されている。このような社会的権利から排除された人々もその人権が侵害されているといえる。

本章では、ラテンアメリカにおける自由な選挙や政治に参加する権利等の政治的自由、集会や結社の自由、思想・信条の自由、学問の自由、職業選択の自由などの「自由権」、および、社会保障、教育、労働に関係した保護を受ける権利などの「社会権」の両者をあわせたものが人権だという立場に立つ。そして、21世紀ラテンアメリカの人権問題について、その保障システムに関する状況を知ることが目的とする。

---

1) アルゼンチン国家統計院（[Instituto Nacional de Estadística y Censos](https://www.indec.gov.ar/)）。

## アルゼンチンで目撃した人権侵害の事例 ——人権侵害の概念は広い——

筆者がおもな研究対象とするアルゼンチンは、スペイン系やイタリア系のヨーロッパからの移民の子孫が多数を占める国である。その首都のブエノスアイレスは、パリに似た印象を受ける。そのようなパリ風の街並みの裏側にも、貧困者居住区が散在している。貧困者居住区は、使用されなくなった鉄道貨物のヤードであった場所等の公有地や私有の未利用地であり、そこに低所得者が他者の土地を占有し、自分たちで建築資材を集めて住居を建設した建物が並ぶ地区である。こうした貧困者居住区は、所得貧困とともに、貧困の指標として使われる基礎的ニーズが未充足な人々が居住している地区と一致している。

アルゼンチン政府によると、以下の5項目の基礎的ニーズのうちひとつでも欠乏する場合、基礎的ニーズが未充足な貧困であるとみなされる（MEFPN 2014）。所得貧困とは、生活する上で必要最低限の所得しか得られない個人あるいは世帯を指す。これに対して基礎的ニーズの欠乏による貧困は、居住や教育など含めた生活水準全体を考慮して定められた貧困の測定基準である。

筆者が訪れたブエノスアイレスの貧困者居住区は、道路が舗装されておらず、家々の入り口は布で覆われたものであり、道の中央をホースがとおりそこから住民は水を摂取していた。また、電気は盗電だった。その電気料金は、電力会社はその地域に供給した電力量分の料金との差額が盗電とみなされ、電力会社と市が折半していた。さらに、地区内は治安が悪く、麻薬の販売が横行していた。こうした貧困者居住区の住民は、インフォーマル・セクターの従事者である。アルゼンチンにおける基礎的ニーズの欠乏による貧困の定義は、以下の1項目以上に該当する者である。

- ① 住居が又借り、（低所得者用）ホテルやペンション、粗末な住居等、住居に問題がある。
- ② トイレがない住居。
- ③ 一部屋に3人以上の居住者がいる。

- ④ 小学生年齢で学校に通っていない子どもがいる。
- ⑤ 世帯主に4人以上の扶養家族があり、世帯主が3年以上の教育を受けていない。

これら貧困者居住区に住む住民は、基本的な社会的権利が保障されていない状態にあるといえる。また、2024年8月にブエノスアイレスを訪れた際は、ブエノスアイレスで貧困率が50%を超え<sup>2)</sup>、街中には多くのホームレスがみられた。そのなかには、家族でホームレスの状況にある人々もいた。こうした人々の生きる権利は、ほとんど守られていない状況にあるといえる。

## 2 人権の概念

ラテンアメリカでは、軍事政権等の権威主義的政権により言論の自由が抑圧され、果ては反政府の容疑により拷問や殺人がなされた。このことは、明確に人権の侵害といえるであろう。また、形式的選挙が行われている競争的権威主義政権による反対派の弾圧等も、人権の抑圧といえる。それでは、貧困者居住区に住む貧しい人々の基本的社会権が保障されていないという問題も、人権問題ととらえてよいであろうか。

第二次世界大戦後に第三回国連総会で決議された「世界人権宣言」は、差別の禁止、生命・身体の安全に対する権利、奴隷・拷問の禁止、法の下での平等、思想・宗教・良心の自由、表現の自由、結社の自由、自由選挙に基づく参政権の保障や公職につく権利など政治的自由をその条文の前半で宣言している。こうした身体束縛の禁止や思想信条の自由、政治的自由を人権のなかでも「自由権」と呼んでいる。

これに対して同宣言第15条以降では、衣食住、医療を受ける権利、社会保障を受ける権利、教育を受ける権利が述べられている。こうした、生存を保障

2) アルゼンチン国家統計院 ([Instituto Nacional de Estadística y Censos](http://www.instituto-nacional-de-estadistica-y-censos.gub.uy/)) の「貧困」(Pobreza)。

するための社会的権利を人権のなかでも「社会権」と呼ぶ（申 2009, 47-55）。すなわち、人権は「自由権」と「社会権」の両者をあわせもった概念である。

こうした人権概念を端的に表しているのが、1966年国連総会で採択された2つの人権規約である。そのひとつは、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と呼ばれるものである。この社会権規約とされるA規約では、労働する権利、労働組合を結成し加入する権利（団結権）、社会保障を受ける権利、生活水準・生活条件の改善を図る権利、医療を受ける権利、教育を受ける権利、文化的な生活を送る権利、科学の進歩およびその利用から生じる利益を享受する権利など、経済的、社会的および文化的権利が保護されるべき権利とされている。

もうひとつは、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」である。B規約は自由権規約とされ、政治的自由、差別の禁止、生命に対する権利、拷問・奴隷・強制労働の禁止、身体的自由・安全についての権利、移動・居住の自由、思想・宗教・良心の自由、結社の自由等が権利とされている。今日では自由権と社会権の両者をあわせて「人権」とみなされている。

ただし、この自由権と社会権が同質のものであるとするには、異論が出てくる。自由権は法律を策定すれば、ひとまずその権利の保護が認められるのに対して、社会権は法律を制定しただけでは、その実現を保障する普遍的なものではないとする見方がある（Cranston 1973; Donnelly 2013）。

たしかに、社会権において保障の対象となっている教育を例にとると、全国民に教育を普及させるには、公立学校を全国に建設し、またその教員の養成と学校図書設備の維持に多額の費用を要する。医療制度を全国民に普及させるには、全国民を対象とした公立病院、全国国民がカバーされる医療保険制度に加えて、病院の建設、医師、看護師、技師等の養成維持、薬剤の供給制度の整備等多額の経費が必要となってくる。ラテンアメリカでは、この社会権の実質的保障に多くの問題を抱えているのが実情である。

他方、自由権も法律に書かれているだけで、それが自動的に守られることはない。現在のラテンアメリカ諸国は、1980年代に多くの国が権威主義体制から民主主義に復帰し、民主主義的に行政の長と立法府議員が選出されること

になっている。その民主主義的な政府のもとでも、多くの自由権の侵害がみられる。また、一党独裁政権、あるいは形式的には民主主義的選挙を行っているが、競争的権威主義的政府のもとで自由権の侵害の事例が多数報告されている。

## 3 ラテンアメリカの人権状況

### 3-1. ラテンアメリカにおける自由権の状況

1980年代、ラテンアメリカ諸国のほとんどが民主主義体制に転換した。民主主義に復帰したことをもって、はたして政治的自由や拷問の禁止等の自由権が保障されたことになるであろうか、という問題が浮かび上がる。

まず、「表現の自由」からみてみよう。表6-1は「国境なき記者団」([Reporters Without Borders](#))という団体が作成した2023年の報道の自由度の国際ランクを示したものである。同表で示されている報道の自由度は、政治的内容、経済的内容、法的枠組み、社会文化（ジェンダーや階級等に関する報道への規制や、その国の支配的な文化に関する批判的な報道等の規制）、安全性に関して100点満点で示している。

表6-1によると、ラテンアメリカ内で表現の自由を測る報道の自由度には、ばらつきが多いことが示されている。コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、アルゼンチンは、日本や米国よりも報道の自由度が高い。これに対して域内大国のブラジルは92位、またメキシコは128位と低くなっている。そのなかでもとくに報道の自由度が低い諸国があり、ニカラグア158位、ベネズエラ159位、ホンジュラス169位、キューバ172位と極めて低い指標となっている。

表6-2は、米国のNGOフリーダムハウス ([Freedom House](#))が出した世界各国の「自由化度」を指標化したものである。自由化度は、各国における政治的権利（選挙プロセスや政治的多元性・参加など）が守られているのか、また市民的自由（表現・信条の自由や結社の自由など）が守られているのかという、まさに自由権にかかる指標である。

表6-1 報道の自由度ランキング：2023年

順位	国名	指数	順位	国名	指数
1	ノルウェー	95.18	99	ハイチ	57.38
23	コスタリカ	80.20	103	パラグアイ	55.96
30	トリニダード・トバゴ	76.54	110	ペルー	52.74
32	ジャマイカ	75.89	114	ブラジル	52.14
40	アルゼンチン	73.36	115	エルサルバドル	51.36
45	米国	71.22	117	ポリビア	51.09
48	スリナム	70.65	127	グアテマラ	48.12
51	ベリーズ	70.49	128	メキシコ	47.98
52	ウルグアイ	70.33	139	コロンビア	45.23
68	日本	63.95	158	ニカラグア	37.09
69	パナマ	63.67	159	ベネズエラ	36.99
80	エクアドル	60.51	169	ホンジュラス	32.65
83	チリ	60.09	172	キューバ	29.00
92	ブラジル	58.56	180	北朝鮮	21.72

(出所)国境なき記者団のデータをもとに筆者作成。

ラテンアメリカに関しては、自由権が保障されている諸国、部分的自由権が認められる諸国、および自由権が認められない諸国に分類されている。自由でない諸国には、ニカラグア、ベネズエラ、キューバが含まれており、それら諸国は、表6-1の報道の自由度が極端に低い諸国とほぼ一致しており、競争的権威主義国や一党独裁国家である。このようにラテンアメリカ域内には、表現の自由や政治的自由に関する自由権が保障されている国から、それらが極端に制限されている諸国まで存在することがわかる。

競争的権威主義国や一党独裁国では、「国家による自由権の侵害」が行われており、「アムネスティ・インターナショナル」のホームページには、常にそうした事案が掲載されている。アムネスティ・インターナショナルとは、1961年に設立され、200カ国、1000万人が参加する世界最大の人権擁護NGOである。

たとえば、ニカラグアのケースでアムネスティ・インターナショナルは、少数先住民族ミスキート族のリーダーで良心の囚人であるリベラ（Brooklyn

表6-2 フリーダムハウスによる自由化度：2024年

国名	スコア 合計	自由化度	政治的 権利	市民的 自由	国名	スコア 合計	自由化度	政治的 権利	市民的 自由
スウェーデン	99	自由	40	59	ボリビア	66	部分自由	27	39
日本	96	自由	40	56	ペルー	66	部分 自由	27	39
ウルグアイ	96	自由	40	56	パラグアイ	63	部分自由	26	37
チリ	94	自由	38	56	メキシコ	60	部分自由	27	33
コスタリカ	91	自由	38	53	エルサルバドル	53	部分自由	21	32
アルゼンチン	85	自由	35	50	ホンジュラス	48	部分自由	22	26
米国	83	自由	33	50	グアテマラ	46	部分自由	17	29
ジャマイカ	80	自由	33	47	ハイチ	30	部分自由	17	19
ブラジル	72	自由	30	42	ニカラグア	16	非自由	4	12
コロンビア	70	自由	31	39	ベネズエラ	15	非自由	1	14
ドミニカ共和国	68	部分自由	27	41	キューバ	12	非自由	1	11
エクアドル	67	部分自由	29	38	北朝鮮	3	非自由	0	3

(出所) [Freedom House](#)のデータをもとに筆者作成。

Rivera) 氏に関して、ニカラグア当局に即時・無条件の釈放を求めている。アムネスティ・インターナショナルでは、信念や信仰、人種発言内容や性的指向を理由に囚われている人を「良心の囚人」と呼んでいる。ニカラグアのオルテガ政権は抑圧的政権であり、当初は抗議者、活動家や反政府派のみに対して、政権は脅迫や恣意的刑法の使用を行っていた。それが次第に社会全体に広がり、政権にとって危険と判断された人すべてに対して抑圧が拡大している、とアムネスティ・インターナショナルは非難している<sup>3)</sup>。

また、共産党一党独裁下のキューバを、制度的人権システムの侵害、完全に制限された市民的空間、あらゆる形態の反対意見の犯罪化という枠組みでとらえ、政治的反対派のナバロ (Félix Navarro) 氏や活動家のロブレス (Luis Robles) 氏は良心の囚人である、とアムネスティ・インターナショナルは宣言している。そしてキューバにおいて、平和裏に自らの権利を主張し収監された人々、さらに、継続的な監視・ハラスメント・犯罪化への脅しのもとで生きて

3) Amnesty International, "[Nicaragua: Ortega's repressive machinery continues to stifle any dissent.](#)" December 17, 2024.

いる人々が認められる<sup>4)</sup>、と主張している。他方、キューバでは社会主義政権のもとで全国民を対象とした無料の教育や医療が制度化されるなど、社会保障に力が注がれている。その結果キューバの平均余命は米国とほぼ同水準である。

国家が人権、とくに自由権を侵害している国の例として、ベネズエラも挙げられる。ベネズエラで1998年に成立したチャベス政権は、ラテンアメリカで21世紀に成立した数多くの左派政権の先駆けであるとともに、急進左派の系譜に属している。2013年にチャベスが死去し、チャベス派のマドゥロ (Nicolás Maduro) が大統領になった。ベネズエラでも選挙は行われるが、選挙管理委員会をチャベス派が支配しており、公正には実施されていない。反チャベス派の政治家や活動家に対する弾圧が続き、司法手続を経ずして逮捕され、拷問される場合もあるという (坂口 2021, 117-127)。2026年1月、米国政府は麻薬取引等を理由にマドゥロ大統領を強制的に米国へ連行した。その後もベネズエラではチャベス派が政権を維持しているが、同国の人権状況が注目される。

このように現在のラテンアメリカでは、国によって国家が自由権を広範に侵害している事例がみられる。しかし、ラテンアメリカで自由権の侵害を考えると、それを侵害するのは国家だけではなく、民間人も侵害している点を指摘することを忘れてはならないであろう。

その代表的な事例が、麻薬マフィアの存在である。そこでは、「生命に対する権利、拷問・奴隷・強制労働の禁止、身体的自由・安全についての権利」が広範に侵害されている。メキシコを例にとると、麻薬マフィアの暴力はライバル間組織の縄張り争い、麻薬マフィアと政府の衝突、麻薬マフィアの市民に対する犯罪など、麻薬マフィアを中心に暴力が連鎖し、広範に拡大している。メキシコのミチョアカン州の事例をみると、麻薬マフィア関連の暴力として最も多いのが恐喝、続いて誘拐、殺人となっている (馬場 2019, 99-105)。しかし後述するように、こうした麻薬マフィアの活動も警察や司法との癒着等、国家の人権保護の機能不全の問題と関係してくる。

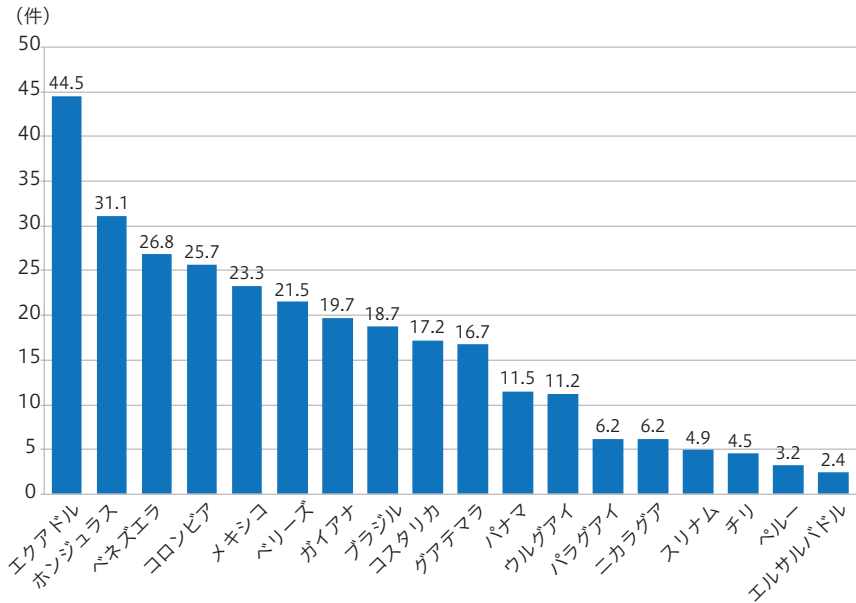
図6-1は、「InSight Crime」という団体が出した、2023年のラテンメリ

---

4) Amnesty International, “Cuba: Amnesty International designates four persons as prisoners of conscience in the midst of a new wave of state repression.” October 23, 2024.

カの殺人に関する報告書における、各国の人口10万人当たりの殺人発生件数である。同報告書によると、2023年にラテンアメリカでは、少なくとも年間11万7492人が殺人により死亡したとされている。アルゼンチンとボリビアに関するデータがないが、殺人発生件数が多いのはエクアドルの人口10万人当たり44.5、ホンジュラスの31.1、ベネズエラの26.8などである。ベネズエラでは国家による人権侵害の問題に加えて、犯罪による殺人率が高くなっている。また、1990年代までラテンアメリカで麻薬マフィアの勢力が強かったコロンビアが25.7、麻薬マフィアの暴力がとくに問題となっているメキシコが23.3と高い件数を示している。このようにラテンアメリカでは、国家のみならず民間での犯罪により自由権の中心である「生命に対する権利」が広範囲に侵害されているのである。

図6-1 人口10万人当たりの殺人発生件数：2023年



(出所) InSight Crime(2023, 6)のデータをもとに筆者作成。

### 3-2. ラテンアメリカにおける社会権の状況

つぎに、ラテンアメリカにおける社会権の状況をみてみよう。図6-2は、ラテンアメリカ各国の2022年の人口における、最貧困率と貧困率を示したものである。「最貧困率」とは、最低限の食糧費を示すラインを最貧困ラインとし、所得がその最貧困ライン以下の人口の比率を示している。「貧困率」とは、最低限の食糧費に最低限の生活費を加えたラインを貧困ラインとし、所得がその貧困ラインに到達しない人口の比率を示している。

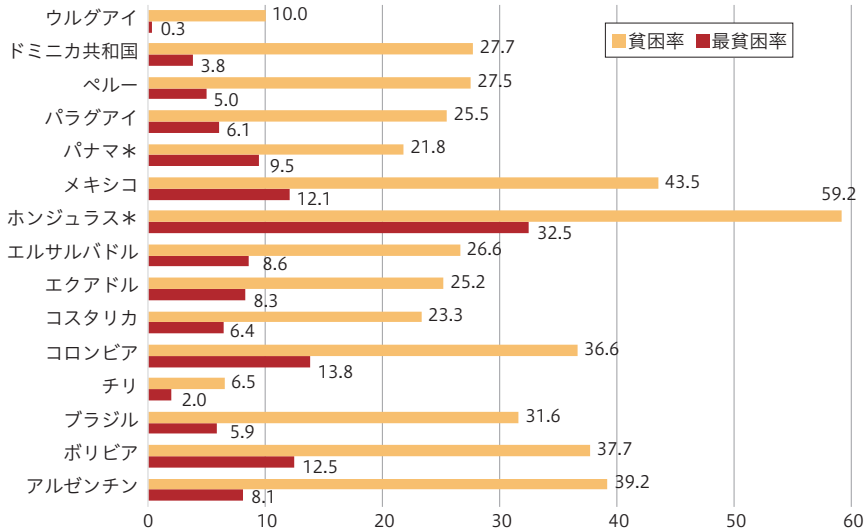
国によりばらつきがあるものの、この図で取り上げた国のなかで最も最貧困率・貧困率の高いホンジュラスでは、人口の32.5%が最低限の食糧を購入することのできない最貧困状態で、59.2%が最低限の生活費用を得られない貧困状況におかれている。また、域内スペイン語圏最大の人口を誇るメキシコでも、最貧困率は12.1%、貧困率は43.5%に達している。これら貧困層の人々は、「生活水準・生活条件の改善、医療、教育、文化的生活を送る権利等」の社会権が保障されていない人々である。また、これら貧困層の多くが前述した貧困者居住区で生活している。

図6-3は、アルゼンチンの国家社会政策調整審議会による、同国の貧困を多角的に計測した多元的貧困指数を示したものである。貧困ラインが所得のみを指標として計測しているのに対して、「多元的貧困指数」は、貧困を健康（栄養・乳幼児死亡率）、教育（州学年・出席率）、生活水準（調理燃料、衛生、水、電気、家屋、資産）の欠乏状況より、これらの3分の1以上が剥奪されている状態だとされる（OHPI and UNDP 2023, 4-5）。

それによると、2016年から2023年にかけて、45%前後の人口が多元的貧困の測定での貧困人口であり、35%前後の世帯が同じく多元的貧困の測定による貧困世帯である。これらの多元的貧困測定による貧困者は、社会権を規定したA規約が守られていないことになる。

また、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（CEPAL 2025）の算出方法による多元的貧困指数では、ホンジュラスが71.6%（2019年）と飛びぬけて悪く、エクアドル56.4%（2022年）、パラグアイ47.6%（2022年）、ボリビア47.5%（2021年）と続いている。CEPALの算出方法によるアルゼンチンの数

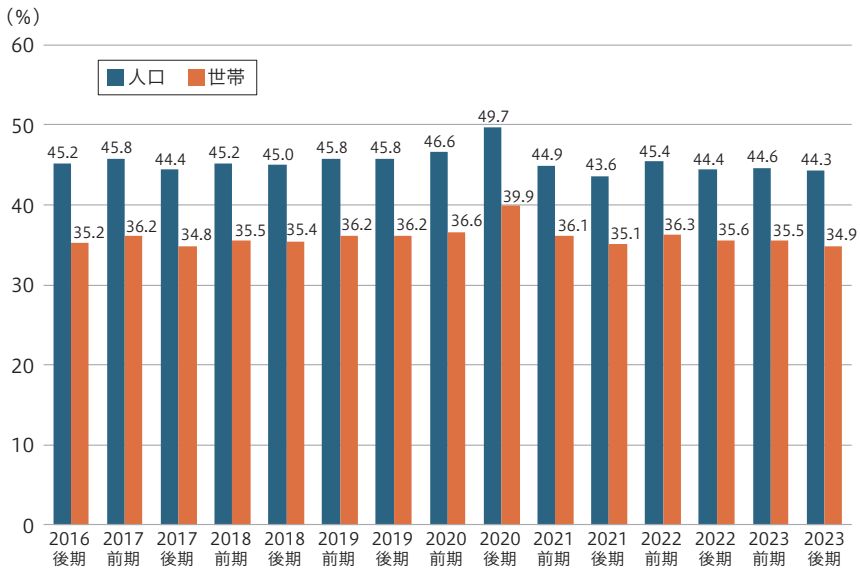
図6-2 ラテンアメリカの最貧困・貧困率：2022年



(注) 単位%、\*の国は2021年の統計。

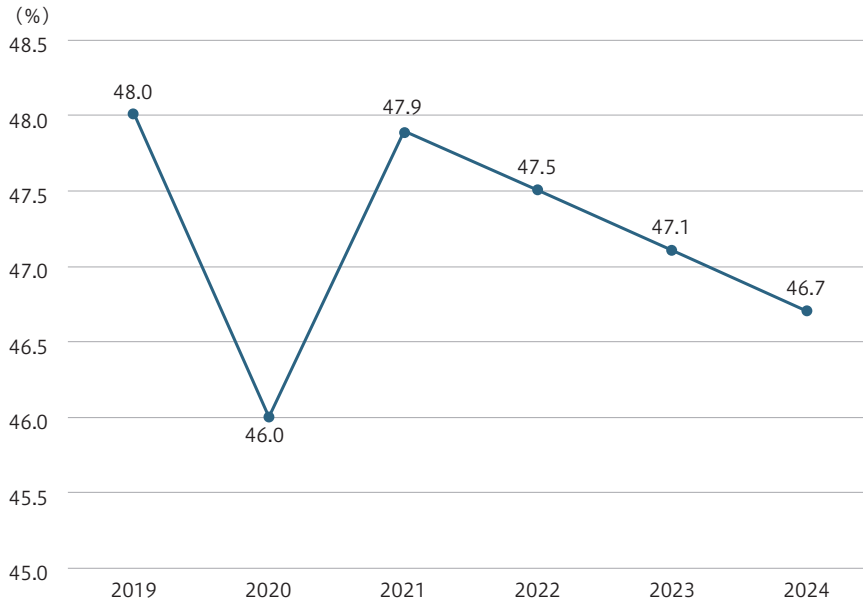
(出所) CEPAL(2024a, 91)をもとに筆者作成。

図6-3 アルゼンチンにおける多元的貧困指数による貧困率の推移



(出所) 国家社会政策調整審議会のデータをもとに筆者作成。

図6-4 ラテンアメリカ主要11カ国におけるインフォーマル労働率



(出所) CEPAL(2024b, 99)のデータをもとに筆者作成。

値は10.6%（2022年）で、それ以外の主要国では、メキシコが35.5%（2022年）、ブラジルが11.7%（2019年）となっている。逆に統計のある域内諸国で多元的貧困指数が低いのは、チリの2.6%（2022年）、ウルグアイの5.7%（2022年）、コスタリカの7.6%（2022年）となっており、域内でも大きな格差があることがわかる。ただし、こうした同一基準での国際比較では、域内先進国の貧困率が低く、逆に後発国の貧困率が高くなる傾向がある点に注意する必要がある。

こうした貧困層の多くがインフォーマル・セクターにおいて労働をしている。国連の国際労働機関（ILO 2002, 3）によると、インフォーマル・セクターとは「彼らは法や規制の枠組みのなかでその存在が認識されておらず、またその保護を受けていない」ばかりではなく、「インフォーマルな労働者や事業者たちに共通しているのは、彼らが非常に脆弱であるということである」と定義されている。

すなわちインフォーマル・セクターの労働者は、労働法や社会保障の保護を受けず、その雇用は不安定で低賃金なのが特徴である。ラテンアメリカで代表的なインフォーマル雇用は男性が日雇い建設労働者であり、女性は中流層以上の家庭で雇用される家事労働者である。また、街頭や公共交通機関でよく目につく物売りも、インフォーマル・セクター労働者である。しかし、インフォーマル雇用はこうした目につくものばかりではなく、一般企業や公的セクターでもインフォーマル雇用が多くみられる。図6-4は、ラテンアメリカ主要11カ国のインフォーマル労働の比率を示したものである。ほぼ45%以上の就労者がインフォーマル・セクターでの就労で、もちろん各種の社会権は保護されていない。

## 4

## 21世紀におけるラテンアメリカの人々 ——人権を守る制度と問題点——

### 4-1. 自由権の国際的保護制度と問題点

1980年代以降に成立した民主的政府や競争的権威主義政府下の議会が、制度上の自由権を守るべき選挙等の法制度を整え、治安を維持するための警察制度等を整備したにもかかわらず、その民主的政府や競争的権威主義政府が市民の自由権を侵害した場合、市民の自由権を守るためにどのような制度があるのだろうか。まず、世界的な人権擁護活動を行っている「アムネスティ・インターナショナル」の働きをみてみよう。

アムネスティ・インターナショナルのビジョンは、「すべての人々が世界人権宣言やその他の人権擁護メカニズムにより擁護されること」である。また、「深刻な人権侵害を停止させ・防止するために調査と行動を行うこと」が目的である、とそのホームページで語られている。事実、アムネスティ・インターナショナルでは、世界中で起きている深刻な人権問題を調査し、それを世界に向けて発信している。その活動の中核として、毎年『世界人権報告』を発行している。

人権問題の解決、とくに政府自身が人権問題を起こしている事例や、国際紛

争における人権問題を世界の市民や政府に告発し、その改善を求める彼ら／彼女らの活動は、世界の市民への人権侵害問題への関心を高めさせ、その防止に各国政府を動かす可能性を秘めており、人権問題改善に大きな影響力を有している。たとえば、ベネズエラのマドゥロ政権による反政府活動家に対する抑圧を調査し、その事実を世界中に公表しており、世界の市民や国々にマドゥロ政権の人権侵害に対する非難の声を高めさせる効果をもっている。他方マドゥロ政権は、この勧告を無視している。

このように、アムネスティ・インターナショナルは、人権問題の解決予防に世界的な影響力をもつとはいえ、それを防止するための直接権限はNGO団体であるためにもっていない。また、域内各国の国内で解決できない人権問題が多々存在しているのも事実である。そこで、一国で解決できない人権侵害問題に関して、国際機関の役割が期待される。その一例として、「米州人権委員会」(Inter-American Commission on Human Rights)、「米州人権裁判所」(Inter-American Court of Human Rights)、「米州人権条約」(Inter-American Convention on Human Rights)などがある。米州人権条約は、主として市民的・政治的権利といった自由権の保護に重点をおいた条約である。同条約は域内の24カ国<sup>5)</sup>が批准し、米州人権委員会と米州人権裁判所を規定している。

米州人権委員会の使命としては、米州すべての国における世界的に最も高い水準の人権の保護と監視を促進することである。また、人間の尊厳を守り、権利の擁護と国家における民主主義を強化することを目的としている。この使命を果たすために、次の3点が重要である。それらは、個人が直接要請できること、メンバー国の人権状況を監視すること、優先的テーマへ対応することである。これらに基づき米州人権委員会は、人権に問題があったと判断した場合、予防措置を発令する権限をもっている。多くの国際法学者は、この予防措置を命令であり、拘束力があるとの見解を示している。しかし、実際には米州人権条約

---

5) アルゼンチン、バルバドス、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ。

の締結国・非締結国とも委員会の予防措置を受け入れない傾向にあるという(齋藤 2021, 138-161)。

米州人権裁判所は、米州条約を適用し、解釈することを目的とした自律的司法機関である。そのために、紛争事項の解決、判決の監視、提言機能、暫定措置を実行させることを役割としている。米州裁判所は、加盟国に裁判所の決定を履行させる体制を整備し、それに対応して加盟国は自国の法制度を改正し、裁判所の判決や決定を実行しようとしている(齋藤 2021, 316-317)。また、米州人権裁判所は、本判決に至る前に人権を擁護するために暫定措置を発する場合がある。そのなかでも暫定措置の発令はベネズエラが23件と最多であり、コロンビア17件、ペルー 16件と続いている。ただし、緊急かつ重大な人権侵害案件に関して、暫定措置命令が順守されていない国やケースもあるという(齋藤 2021, 334)。

米州人権裁判所の確定判決に関しては、その履行状況を調査した研究によると、判決を各国が履行した場合、部分的に履行した場合、またまったく履行しなかった場合に分かれ、その割合も部門により異なるという。最も判決が履行された部門は、金銭的支払いを求めた判決で、全判決60件中、完全に履行された事例が42件(70%)、部分的な履行事例が10件(16.7%)、まったく履行されなかった事例が8件(13.3%)となっている。逆に最も判決が履行されなかった部門は刑事訴追の事例で、全判決42件中、判決が履行された事例が0件、部分的な履行事例が11件(26.2%)、まったく履行されなかった事例が31件(73.8%)となっている(González-Salzberg 2015)。

米州人権裁判所が行った期間限定の査察を国別にみると、アルゼンチンでは査察中に24件の判決が下され、そのうち9件の判決が履行されていると米州人権裁判所は認定している。また、ブラジルでは16件の判決中2件履行され、チリでは16件中3件が履行されている認定されている。これに対してベネズエラでは、12件の判決中1件も履行されたとはい認定されていない(Corte Interamericana de Derechos Humanos)。

人権を保護する国際条約や国際機関は、このほかにも存在する。人権状況の改善に全面的ではないにせよ、その多くが貢献しているのは事実である。ベネ

ズエラの事例では、国連、国際刑事裁判所、米州機構の人権条約や既定のすべてに署名し、その大半を批准している。しかし、チャベスとマドゥロ政権が憲法順守の姿勢を弱め、立憲主義が崩壊しているため、ベネズエラの人権は保護されていないという（坂口 2024, 170）。

国家が人権を侵害し、国際機関の影響力が及ばない場合、国際的協調による制裁の手法がある。国家が人権侵害を行っている場合、人権状況改善のために国際的な協調が求められている。

## 4-2. 人権保護の制度としてのオンブズマン制度

自由権と社会権を保護する責任は、第一義的には国家にある。貧困で生活ができない、医療や教育が未整備である、社会保険にカバーされない広範なインフォーマル・セクターが存在する等々の社会権の保護も、第一義的には国家の責任である。ラテンアメリカの社会保障に関しては第9章「ラテンアメリカの社会保障」で述べているので、それを参照されたい。とはいえ、社会権を実質的に保護するには財源が必要で、行政がそれをまかなえない場合が多くみられる。行政が定められた社会権の保護を実行できない場合、司法が人権保護の有力な手段となる。

アルゼンチンでは、極めて多くの年金に関する訴訟がなされ、原告が勝訴することが多い。原告勝訴の場合、1カ月から2カ月分の年金を、年金専門の弁護士が謝礼として受け取るようである。あまりにも原告勝訴の数が多く、年金が支払い済みの場合も多いが、判決確定後も未払いとなっているケースも多い。2024年9月には、年金を管轄する国家社会保険庁（ANSES）が年金支払い判決を受けたものの、未払いのケースが9万8000件に達しているとの報道がある<sup>6)</sup>。

このように、確定判決が出ているにもかかわらず未払いが多いのは、2023年末に成立したミレイ（Javier Milei）右派政権が、年金を含む社会保障支出を圧縮しようとしていることと関係していると考えられる。また、アルゼンチン

---

6) Stang, Silvia, “Jubilaciones: suspenden la vigencia de un plazo para que los jueces dicten sentencias por reajustes de haberes.” 21 de marzo, 2025. La Nación.

国民の年金の権利を保護するために、司法が大きな役割を果たしていることが示され、年金の司法化とも呼べる状況になっているといえる。他方、隣国のブラジルでは公的医療制度に関して、司法に判断を求めるケースが多く、それは医療の司法化と呼ばれている (Freitas, Fonseca and Queluz 2020)。

つぎに、そうした政府機関から独立して、市民の人権を守る機関であるオンブズマンの制度を紹介する。多くのラテンアメリカ諸国では、人権擁護の機関として「護民官局」(Defensoría del Pueblo) が存在する。

たとえばアルゼンチンの護民官局は、国連から認証された独立機関であり、その地位はアルゼンチン憲法第86条に記されている。護民官局の目的は、人権の保護と人権状況の改善である。護民官局は連邦政府レベル、地方レベルに存在する。連邦レベルの護民官は、国会で3分の2以上の賛成で任命され、その任期は5年で任務として以下の諸点がある。人権侵害申請者からの国内・国際的な提訴に関して助言や支援等を行うこと、人権保護制度の整備を支援すること、検察庁に提起する訴状を作成すること、提起された苦情を整理し調査を行うこと、人権に関連する法律、政令、規定に問題がある場合にその改正を政府と議会に提起すること、などである。

2024年8月にアルゼンチン・ブエノスアイレス市の護民官局で行った聞き取りによると、最も多い苦情は年金や高齢者医療保険に関する不満であった。護民官局は、人権に関して問題を抱え護民官局に来所した人から聞き取りを行い、それが正当と認められる場合には関係者に是正勧告を出すのが、それには強制力は伴わないという。社会保障制度等の措置の不満がある場合、市民は煩雑な司法手続を回避し、まず護民官局に不服申立てを行う場合が多いとのことであった。もちろん、こうした社会保障関係以外にも護民官局は、ジェンダーの多様性、子どもの人権、心身障害、移民など多岐にわたる問題を扱っている<sup>7)</sup>。

人権保護に関する護民官局の活動の実効性に関しては、それが状況の改善に結びついた場合と結びつかない場合があることは自明であろう。問題が解決した例としては、2017年に極めて多数の障害者に対する障害者年金が停止され

---

7) Defensoría del Pueblo CABA “Grupos Prioritarios.”

たとき、護民官局は政府社会開発省と協議し問題を解決することができたこと<sup>8)</sup>が挙げられる。またホームレスに対しても、ブエノスアイレス市と協力し食料の支援や住宅の提供などを行っている<sup>9)</sup>。他方、護民官局の勧告は強制力をもたないので、勧告をただけで終わる場合も多いという。

しかし、ブエノスアイレス市の護民官事務所では、問題を抱えた多くの市民が訪れ、職員に相談している様子を見ることが出来る。アルゼンチンの場合、護民官局は市民の人権、とりわけ社会権の保護に大きな役割を果たしているといえる。

多くのラテンアメリカ諸国が、人権擁護機関に護民官局という名称を用いるのに対して、メキシコでは「国家人権委員会」という名称を用いている。もちろん、メキシコの場合も国家レベルと地方レベルに人権委員会がある。前述したように自由権、とくに生命への権利を侵害しているのは、非政府の個人や団体である場合が多く、メキシコの場合は麻薬マフィアが主役である。

メキシコの国家人権委員会の報告書は、「紛争は、州や市政府が市民の治安を維持する憲法上の義務を果たしていないために生じている。それは犯罪に対抗するための行政上の能力不足、または当局自身が犯罪組織に対して寛容であるか犯罪を容認していることによる」(CNDH 2016, 7; 馬場 2019) と述べ、行政当局を非難している。さらに、行政府のみならず、司法の非効率性が犯罪に対して、不処罰の状況を生み出しているとしている。この報告書で注目されるのは、麻薬マフィアによる犯罪、人権侵害に行政府や司法も多角的に関係していることを指摘し、行政や司法が麻薬マフィアと癒着し、メキシコ人の人権保護機能を果たしていないことを非難した点である。

また、メキシコの国家人権委員会が行政府や司法を批判することにより、行政府から自律的である点も示している。人権擁護機関であるオンブズマン自身には強制権がないが、人権侵害の事実を指摘し、勧告を行うことにより、その事実を社会に広範に知らしめて、行政や司法の問題解決を促し、自由権および

---

8) Defensoría del Pueblo CABA “Pensiones: Reunión entre Defensores del Pueblo y el Ministerio de Desarrollo Social - Defensoría del Pueblo CABA.” Junio de 16, 2017.

9) 2024年8月に筆者が行った現地調査による。

社会権の侵害状況を緩和させる効果をもっていると考えられる。

自由権と社会権からなる人権は、第一義的には国家にそれを保護する義務がある。しかし、国家がその責務を果たせないときや、国家自らが人権を侵害しているときに、政府から独立しているオンブズマン制度は、その問題点を指摘し、国内外にその改善を促す機能をもっている。

## ■ おわりに

### ——ラテンアメリカからみた日本の人権状況——

一般的にラテンアメリカからみると、日本の人権状況は良好であるといえる。とはいえ、日本にも無視し得ない人権侵害があることを忘れてはならない。たとえば、2021年の相対的貧困率でみると、OECDの33カ国中5位と上位に位置しており、貧困率は15.40%に達している<sup>10)</sup>。また、2023年における雇用労働者のうち、非正規雇用は37.1%に達している<sup>11)</sup>。そのような意味で、日本においても社会権の保障は十分であるとは言い難い。他方、政治・信条の自由や生命の自由などの自由権の侵害については、殺人事件など悲惨な事件が報じられているものの、ラテンアメリカ諸国と比べるとその頻度は低い。

それでは、日本がラテンアメリカの人権状況を改善させるために、何ができるであろうか。それは、国際協調である。ラテンアメリカで人権を侵害している国に対して、国際的に制裁を課そうという動きには、積極的に加わるべきであろう。たとえば、民主的な選挙が行われているかに関しては、国際選挙監視団に参加するなどの方法もある。国境なき医師団などの国際NGOをとおしての協力は、現在も行われている。日本政府もベネズエラに対して、自由で公正な選挙や民主主義の回復を求めている<sup>12)</sup>。

我々には現在のラテンアメリカや日本、さらには世界の人権状況に関して、知識を積極的に求めていくことが必要とされている。

10) OECDの「Poverty rate」。

11) 厚生労働省「「非正規雇用」の現状と課題」。

12) 外務省「外交青書・白書 第2章 地域別に見た外交」。

## [参考文献]

### 〈日本語文献〉

- 齊藤功高 2021.『米州人権制度の研究』北樹出版.
- 坂口安紀 2021.『ベネズエラ——溶解する民主主義，破綻する経済』中央公論新社.
- 2024.「ベネズエラにおける人権侵害と国際人権レジームの関与」宇佐見耕一編『ラテンアメリカと国際人権レジーム——先住民・移民・女性・高齢者の人権はいかに守られるのか？』晃洋書房.
- 申恵丰 2009.「人権保障のための普遍的条約」渡部茂己編著『国際人権法』国際書院.
- 馬場香織 2019.「麻薬紛争下の市民の蜂起——ミチョアカン自警団運動に関する考察」星野妙子編『メキシコの21世紀』日本貿易振興機構アジア経済研究所.
- リンス, J. 1995. 高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社.
- ILO 2002.『ディーセント・ワークとインフォーマル経済（議題報告書VI）』ILO駐日事務所.

### 〈外国語文献〉

- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) 2024a. *Panorama social de América Latina y el Caribe 2024*. Santiago de Chile: CEPAL.
- 2024b. *Balance preliminar de economías de América Latina y el Caribe/2024*. Santiago de Chile: CEPAL.
- 2025. *Índice de pobreza multidimensional para América Latina*. Santiago de Chile: CEPAL.
- CNDH (Comisión Nacional de Derechos Humanos) México 2016. *Informe especial sobre los grupos de autodefensa en el estado de Michoacán y las violaciones a los derechos humanos relacionadas con el conflicto*.
- Cranston, Maurice 1973. *What are Human Rights*. New York: Taplinger Publishing.
- Donnelly, Jack. 1986. “International Human Rights: A regime Analysis.” *International Organization* 40(3).
- 2013. *Universal Human Rights in Theory and Practice*. Ithaca: Cornell University Press.
- Freitas, Beatriz C. de, Emílio P. da Fonseca, e Dagmar de P. Queluz 2020. “A Judicialização da saúde nos sistemas público e privado de saúde: uma revisão sistemática.” *Interface: Comunicação, Saúde, Educação*.
- González-Salzburg, Damián 2015. “The Effectiveness of the Inter-American Human Rights System: A Study of the American States’ Compliance with the Judgments of the Inter-American Court of Human Rights.” *International Law: Revista Colombiana de Derecho Internacional* n.15, January-June: 115-142.
- InSight Crime 2023. *Balance de insight crime de los homicidios en 2023*.
- Levitsky, S. and L. A. Way 2010. *Competitive Authoritarianism, Hybrid Regimes after*

*the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.  
 OHPI and UNDP 2023. *Global Multidimensional Poverty Index 2023*.  
 MEFPN (Ministerio de Economía y Finanzas Públicas de la Nación) 2014. *Necesidades Básicas Insatisfechas (NBI): Información censal del año 2010*.

## ▶▶ 学んでみよう

---

- ・人権とはどのようなものか考えてみよう。
- ・日本とラテンアメリカの人権問題には、どのような共通点と差異があるのかを考えてみよう。

## ■ 「人権」をさらに学べる文献紹介

---

宇佐見耕一編著『ラテンアメリカと国際人権レジーム——先住民・移民・女性・高齢者の人権はいかに守られるのか？』晃洋書房，2024年。

ラテンアメリカにおける人権、とくに先住民・移民・女性・高齢者といったマイノリティの人権に関して国際人権レジームが各国でどのように機能しているのかについて検討している。

杉山知子『国家テロリズムと市民——冷戦期のアルゼンチンの汚い戦争』北樹出版，2007年。

1970年代軍政期のアルゼンチンにおいて軍政がその批判者に対して数多くの人権侵害を行った。本書は、軍政期アルゼンチンの国家が行った人権侵害を分析している。

畑恵子編著『ラテンアメリカのLGBT、権利保障に関する6か国の比較研究』明石書店，2024年。

アルゼンチン、ブラジル、ペルー、ニカラグア、メキシコ、コスタリカにおけるLGBTの状況と権利保護に関して検討している。

宮脇昇『CSCE人権レジームの研究「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院，2003年。

東西冷戦の終焉の後にCSCE(欧州の安全保障と協力に関する会議)のヘルシンキ宣言(欧州安全保障協力会議最終議定書)を題材に人権レジームを分析している。

Donnelly, Jack 2013. *Universal Human Rights in Theory and Practice*. Ithaca: Cornell University Press.

世界人権宣言を普遍的宣言モデルと呼び、人権概念の説明、世界における人権保護に関して分析している。

(宇佐見耕一)

©IDE-JETRO 2026

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

